

四日市市津波避難ビルガイドライン

令和6年6月改訂

四日市市

危機管理課

四日市市津波避難ビルガイドライン

《1 総則》

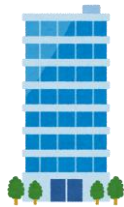
■ 目的

本市は南海トラフ地震等の発生時において、津波被害が懸念されており、安全な高台までの避難が困難と想定される地域も存在する。今後の高齢化の進展を考慮すると、より迅速に、安全に避難する場所を確保することは、市民の安全を守るうえで必要不可欠である。

本ガイドラインは、一時的な避難施設(津波避難ビル)を指定する際の要件、選定プロセス等について規定を定めると同時に、津波避難ビルに避難する地域住民と、対象となる施設で生活する市民等と円滑な関係が保てるよう、事前に行動指針を定めることを目的として、平成17年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」を参考に策定したものである。

地震発生後、浸水想定地域の市民は、高台を求めてパニック状態になることが想像できる。津波避難ビルの指定は、津波が襲来する場合においても市民を迷いなく行動させ、ひいては地域全体の防災に貢献するものと考えられる。

津波避難ビル候補施設



- パニックに陥った津波避難住民が起こす行動による被害の可能性
 - ・ビル設備等の破壊
 - ・住居内への突然の侵入

地域住民等



- 逃げ遅れたり、海から離れた高台へ逃げられない方の避難場所がわからない
- 迫り来る津波からの逃げ場がなく被害にあう危険性が高い



協定締結

- 避難住民立ち入り範囲の限定、行動の秩序化
- 災害発生時における地域との協力関係の確立

- 津波から身を守ることができる
- 平時から避難場所を確認することができ、困惑せずに行動できる

《2 津波避難ビルの定義》

津波浸水予測区域内の市民が、南海トラフ地震等によって発生する津波から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

《3 構造的要件》

(1) 3階以上のRC（鉄筋コンクリート造）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）又はS（鉄骨造）の建物を基本とする。

※ただし、S（鉄骨造）の建物を指定する場合は重量鉄骨であることを要件とする

(2) 建築年月日については、昭和56年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物を対象とする。

《4 位置的要件》

- ・ 海岸線から4 km以内かつ海拔5 m以下の地域に所在する建物とする。

《5 津波避難ビルの選定》

- ・ 「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った地域から選定する。
- ・ 上記要件と合致した建物であっても、目視等による確認の結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

《6 津波避難ビル候補施設管理者等との交渉における注意点》

- ・ 津波避難ビルは、地域住民にとっての一時避難場所となるため、原則として、自主防災組織や自治会、連合自治会等の地域住民組織と施設管理者、四日市市の3者による交渉であることが望ましい。
- ・ 交渉時に確認すべき事項として下記があげられる。
 - 所有者あるいは施設管理者名
 - 施設内において一時避難可能な場所（廊下、階段、屋上等）
 - 一時避難場所の総面積（避難計画の策定のために重要）
 - 特にマンション等住宅においては、管理者と住民との認識の相違が見られる可能性もあるため、マンション住民の意見を代弁できる代表者の確認を行うとともに、交渉時には立会いを求める事が望ましい。

《7 避難ビルの指定》

- ・ 地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。
ただし、公共施設及びこれに準じる施設を指定する場合は、協定書の取り交わしを要しないものとする。
(協定書の雛型については別紙1-1、別紙1-2を参照のこと)
- ・ 施設には、その施設が避難ビルに指定されている事を示す表示板を掲示する。その際、津波避難ビル開設時に立ち入りが可能となる場所を明記しておくことが望ましい。

《8 津波避難ビルとして活用する場合の留意点》

- ・ 津波避難ビルとしての活用は、南海トラフ地震等とみられる大地震の発生時や、遠地津波等によって大きな被害が生じる可能性が明らかな場合とする。
- ・ 開設時の解錠方法については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うこと。

《9 周知、啓発等》

■ 周知

- ・ 指定された津波避難ビルおよび避難路・避難経路については、自主防災組織等の作成する防災マップなどを用いて的確に市民へ周知できるよう努める。
- ・ 市は、津波避難ビルを指定した場合には、ホームページ等を利用して市民に対して周知を行う。ただし、施設管理者等において周知することに問題がある場合にはその限りではない。

■ 啓発

- ・ 市は市民に対して、津波避難ビル指定の目的を周知するための広報、協力を行う。
- ・ 市は市民に対して、津波避難ビルにおいて、施設管理者、施設に避難する住民、双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

《10 修正》

本ガイドラインは、被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と〇〇防災連合会（以下「乙」という。）と××（以下「丙」という）は、南海トラフ地震等が発生したのち、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、乙及び地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 四日市市
- （2）所有者
- （3）名称
- （4）構造等 造 階建
- （5）使用場所 屋上 m²、廊下 m² 合計 m²（約 人収容）

2 甲および乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、丙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲および乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第 4 条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条 甲および乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を津波避難ビルとして使用した場合において、避難するにあたり、やむを得ず破損した施設の回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(利用者責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第7条 乙と丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、南海トラフ地震等が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(津波避難ビル表示、公開)

第8条 甲は、乙と丙の協力関係、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、令和〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年 〇月 〇日

甲 四日市市諏訪町 1 - 5

四日市市長 森 智広

乙

丙

《別紙 1 - 2 : 津波避難ビル協定書雛形（施設所有者、市 2 者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という）は、南海トラフ地震等が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 四日市市
- （2）所有者
- （3）名称
- （4）構造等 造 階建
- （5）使用場所 屋上 m²、廊下 m² 合計 m²（約 人収容）

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙および地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲および地域住民は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第 4 条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を津波避難ビルとして使用した場合において、避難するにあたり、やむを得ず破損した施設の回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(利用者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第7条 甲は、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、令和〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年 〇月 〇日

甲 四日市市諏訪町1-5

四日市市長 森 智広

乙